

株式会社 サギタリウス企画 定款

株式会社 サギタリウス企画 定款

第1章 総則

【商号】

第1条 当社は、株式会社サギタリウス企画と称する。

【目的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 教育・研究開発に関する技術・情報の仲介斡旋及びコンサルタント業務
2. 文化教室、各種講演会、展示会、研究会イベント等の企画・運営管理の受託・請負業務
3. 教材、書籍等の印刷・出版並びに販売
4. 給食・配食サービス事業
5. 一般労働者派遣事業
6. 有料職業紹介業
7. 一般事務処理、計算の受託、情報処理のコンサルタント業務
8. 経営・労務コンサルタント業務
9. 教室・ホール・体育館・運動場・駐車場等の施設の賃貸の仲介斡旋
10. 建物内外の清掃、警備、保守管理業務
11. 電気設備工事、給排水衛生設備工事及び空調設備工事の請負・設計・施工並びに監理
12. 造園及び緑化事業の請負・設計・施工並びに監理
13. 不動産売買・賃貸の仲介斡旋
14. 寮の管理運営受託に関する業務
15. 損害保険代理業
16. 生命保険の募集に関する業務
17. 教育機器、情報通信機器、事務用機器、什器、文房具等の販売・仲介・斡旋
18. 古物商
19. クレジットカード業
20. 制服等衣料品の販売・仲介・斡旋
21. 食品、清涼飲料水、酒類の販売
22. 自動車教習所・専門学校の紹介斡旋
23. 旅行の仲介斡旋
24. ダイレクトメールの発送代行業務
25. スクールバスの運転代行業務
26. 通信販売業務
27. 広告代理業務及び書籍の編集・製作
28. 集金代行業務
29. 総合リース業務
30. コンビニエンスストアの経営
31. 前各号に附帯する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を京都府京都市北区に置く。

【公告の方法】

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載する。

第2章 株式

【発行する株式の総数】

第5条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

【株券の種類】

第6条 当社の発行する株券は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

【株式の譲渡制限】

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなくてはならない。

【名義書換】

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

【質権の登録及び信託財産の表示】

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

【株券の再発行】

第10条 株式の分割、併合、株券の汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

【手数料】

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

らない。

【基準日】

第12条 当社は、営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

2. 前項の場合のほか、必要がある時は、取締役会の決議により、あらかじめ通知して基準日を定めることができる。

【株主の住所等の届出】

第13条 当社の株主及び登録された質権者、信託株式の受託者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様となる。

第3章 株主総会

【招集】

第14条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から2ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

【議長】

第15条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

【決議の方法】

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

【取締役及び監査役の員数】

第17条 当社の取締役は3名以上9名以内とし、監査役は1名以上2名以内とする。

【取締役及び監査役の選任の方法】

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。

【取締役及び監査役の任期】

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまで、又監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

【代表取締役】

第20条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、代表取締役1名を選任する。代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。
2. 代表取締役を、社長とする。

【取締役会の招集及び議長】

第21条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

【報酬】

第22条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 顧問及び相談役

【顧問及び相談役】

第23条 当会社は顧問及び相談役をおくことができる。

【顧問及び相談役の選任の方法】

第24条 当会社の顧問及び相談役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

【顧問及び相談役の任期】

第25条 顧問及び相談役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第6章 計算

【営業年度】

第26条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

【利益配当】

第27条 利益配当は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して支払う。利益配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

・

・

以下省略

・

・